

議案第70号

北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年8月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布に伴い、北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会の諮問対象となる事項を定めるとともに例規全体の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年北名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 北名古屋市情報公開条例（平成18年北名古屋市条例第7号）に基づく情報公開制度及び北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2条を削る。

第3条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同条第2号中「第2条」を「第2条第2号」に改め、同条第3号中「第27条又は第34条」を「第29条又は第36条」に、「第2条」を「第2条第2号」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（所掌事項）

第3条 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 北名古屋市情報公開条例第19条に規定する不服申立てに関する事項
- (2) 北名古屋市個人情報保護条例第3条第5項第8号に規定する個人情報の取得に関する事項
- (3) 北名古屋市個人情報保護条例第3条第6項第2号に規定する個人情報の保有に関する事項
- (4) 北名古屋市個人情報保護条例第8条第2項第6号に規定する保有個人情報（同条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）の目的外利用等に関する事項

- (5) 北名古屋市個人情報保護条例第11条の2に規定する特定個人情報保護評価（特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合をいう。）に関する事項
- (6) 北名古屋市個人情報保護条例第12条第2項に規定するオンライン結合に関する事項
- (7) 北名古屋市個人情報保護条例第18条第2項に規定する開示請求の拒否に関する事項
- (8) 北名古屋市個人情報保護条例第40条に規定する不服申立てに関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項

第12条中「北名古屋市情報公開条例第15条又は北名古屋市個人情報保護条例第43条第1項」を「第3条第1号及び第8号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。